## 歯科技工所休止・再開・廃止届出について

歯科技工所を休止・廃止・再開したときは、休止・廃止・再開の日から 10 日以内に、保健所長宛に届出書を2部提出してください。提出のうち、1 部を控えとして申請者に交付しますので、大切に保管してください。

添付が必要な書類はありません。

ただし、休止・再開・廃止後10日を経過しているときは、「遅延理由書」を添付してください。

## 歯科技工所(休止・再開・廃止)届出

開設者住所

TEL (

FAX (

(法人名称) 氏 名 令和 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名) )

)

(あて先) 姫路市保健所長

:・再開・廃止)したので、歯科技工士法第 21 条第 2 項に
(ふりがな)
T E L ( ) — F A X ( ) —
<u>令和 年 月 日</u>
令和 <u>年月日</u>

2 休止の場合のみ記載。